

許可番号 第00120009491号

産業廃棄物処分業許可証

優
良

住 所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地

氏 名 株式会社鈴木商会 代表取締役 駒谷 僚

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日 令和6年(2024年)12月5日

許可の有効年月日 令和9年(2027年)9月12日

1. 事業の範囲

破碎(汚泥、金属くず(以上2種類は廃乾電池を含む。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについては水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務のないものに限る。)であるものを含む。)、せん断(金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)、分離(廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)、切断(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物(HIDランプに限る。))、廃プラスチック類(廃漁網に限る。))、破碎及び圧縮固化(廃プラスチック類(廃漁網に限る。))、圧縮(廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず)、破碎及び減容(廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。))、圧縮梱包(廃プラスチック類)。
以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

第2面、第3面、第4面、第5面に記載のとおり。 以下余白。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

第6面に記載のとおり。 以下余白。

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・☒無

許可番号 第00120009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず
及び陶磁器くずの破碎施設
設置場所 石狩市新港中央三丁目747番
設置年月日 平成30年(2018年)3月6日
処理能力
(廃プラスチック類)
96.8t/日(8時間)、12.1t/時間
(金属くず)
48t/日(8時間)、6t/時間
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
203.2t/日(8時間)、25.4t/時間
許可年月日 平成30年(2018年)2月13日
許可番号 石環生第4521号

施設の種類 汚泥、廃プラスチック類、紙くず
木くず、繊維くず、ゴムくず、金
属くず、ガラスくず、コンクリ
ートくず及び陶磁器くず、がれき類
の破碎施設1
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
設置年月日 平成7年(1995年)12月28日
処理能力 240t/日(8時間)、30t/時間
許可年月日
(廃プラスチック類)
平成7年(1995年)11月8日
(木くず、がれき類)
平成13年(2001年)4月27日
受付番号
(廃プラスチック類)
当保衛第188-17号
(木くず、がれき類)
石環生第160-11号

施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設2
設置場所 石狩市新港中央三丁目747番
設置年月日 平成30年(2018年)3月6日
処理能力 4.8t/日(8時間)、0.6t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず
及び陶磁器くず(廃蛍光灯等
(水銀使用製品産業廃棄物(水
銀回収義務がないもの)に限る。
))の破碎施設1
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
設置年月日 平成20年(2008年)4月18日
処理能力 3.6t/日(8時間)、0.45t/時間

施設の種類 廃油、廃プラスチック類、金属
くず、ガラスくず、コンクリ
ートくず及び陶磁器くずの分離施設
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
設置年月日 平成18年(2006年)10月30日
処理能力 4.32t/日(8時間)、0.54t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず
及び陶磁器くず(水銀使用製品
産業廃棄物(HIDランプに限る。
))の切断施設1
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
設置年月日 平成31年(2019年)4月19日
処理能力 0.48t/日(8時間)、0.06t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くずの破碎施設
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7、
750番8
設置年月日 令和6年(2024年)3月16日
処理能力 16.0t/日(8時間)、2.0t/時間
許可年月日 令和6年(2024年)1月5日
許可番号 石環生第3751号

施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7、
750番8
設置年月日 令和6年(2024年)3月16日
処理能力 22.4t/日(8時間)、2.8t/時間
許可年月日 令和6年(2024年)1月5日
許可番号 石環生第3752号

施設の種類 廃プラスチック類の圧縮梱包施設
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7、
750番8
設置年月日 令和6年(2024年)10月1日
処理能力 29.84t/日(8時間)、3.73t/時間

施設の種類 廃プラスチック類(発泡スチロー
ルに限る。)の破碎及び減容施設
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
設置年月日 令和6年(2024年)4月1日
処理能力 0.40t/日(8時間)、0.05t/時

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガ
ラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くずの破碎施設
設置場所 石狩市新港南二丁目3722番地4
設置年月日 令和7年(2025年)3月26日
処理能力 2.4t/日(8時間)、0.3t/時間

施設の種類 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、
木くず、繊維くず、ゴムくず、金
属くず、ガラスくず、コンクリ
ートくず及び陶磁器くず、がれき類
の破碎施設3
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
設置年月日 平成30年(2018年)8月1日
処理能力 4.8t/日(8時間)、0.6t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず
及び陶磁器くず(廃蛍光灯等
(水銀使用製品産業廃棄物(水
銀回収義務がないもの)に限る。
))の破碎施設2
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
設置年月日 平成17年(2005年)9月5日
処理能力 3.6t/日(8時間)、0.45t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず
及び陶磁器くず(水銀使用製品
産業廃棄物(HIDランプに限る。
))の切断施設2
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
設置年月日 平成31年(2019年)4月19日
処理能力 0.48t/日(8時間)、0.06t/時間

第3面へ続く。以下余白。

(第3面)
産業廃棄物処分業許可証許可番号 第00120009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くずの圧縮施設
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
設置年月日 令和5年(2023年)10月1日
処理能力 70.90t/日(8時間)、8.86t/時間

施設の種類 金属くず、ガラスくず、コンク
リートくず及び陶磁器くずの
せん断施設1
設置場所 室蘭市東町3丁目1番9号
設置年月日 平成16年(2004年)1月20日
処理能力 80t/日(8時間)、10t/時間

施設の種類 金属くず、ガラスくず、コンク
リートくず及び陶磁器くずの
せん断施設2
設置場所 釧路市星が浦南3丁目2番9
設置年月日 平成29年(2017年)12月1日
処理能力 95.2t/日(8時間)、11.9t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず
及び陶磁器くずの破碎施設
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
設置年月日 平成16年(2004年)12月4日
処理能力
(廃プラスチック類)
4.48t/日(8時間)、0.56t/時間
(金属くず)
4.80t/日(8時間)、0.60t/時間
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
4.88t/日(8時間)、0.61t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガ
ラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くず。(廃蛍光灯等(水銀
使用製品産業廃棄物(水銀回収義
務がないものに限る。)))の破
碎施設
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
設置年月日 平成19年(2007年)10月16日
処理能力 6.00t/日(8時間)、0.75t/時間

施設の種類 廃プラスチック類(廃漁網に限
る。)の切断施設
設置場所 苫小牧市晴海町43番地64号
設置年月日 令和4年(2022年)3月18日
処理能力 4.80t/日(16時間)、0.30t/時間

施設の種類 廃プラスチック類(廃漁網に限
る。)の破碎及び圧縮固化施設
設置場所 苫小牧市晴海町43番地64号
設置年月日 令和4年(2022年)3月18日
処理能力 4.80t/日(16時間)、0.30t/時間

施設の種類 石狩受保1
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
面積 304.24m²
種類
・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維
くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 1,225.68m³
高さ 5.90m

施設の種類 石狩受保2
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
面積 12.00m²
種類

・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維
くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 3.37m³
高さ 0.75m

施設の種類 石狩受保3
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
面積 31.5m²
種類

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光
管等(水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収
義務がないものに限る。)))。
保管上限 95.04m³

施設の種類 石狩受保4
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
面積 27.00m²
種類

・廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラ
スクず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃
コンデンサー等)。
保管上限 27.00m³

施設の種類 石狩受保5
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
面積 480.84m²
種類

・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維
くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(廃業務用冷蔵庫)。
保管上限 866.45m³
高さ 7.20m

施設の種類 石狩受保6
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
面積 8.55m²
種類

・汚泥、廃プラスチック類、金属くず(廃乾
電池)。
保管上限 4.50m³

施設の種類 石狩受保7
設置場所 石狩市新港中央三丁目747番
面積 26.40m²
種類

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 82.92m³
高さ 4.04m

第4面へ続く。以下余白。

許可番号 第00120009491号
 許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類 石狩受保8
 設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
 面積 1.20m²
 種類

- ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物（HIDランプに限る。））。
- 保管上限 1.80m³

施設の種類 石狩受保9
 設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7、750番8
 面積 22.50m²
 種類

- ・廃プラスチック類、金属くず。
- 保管上限 11.93m³
- 高さ 2.25m

施設の種類 石狩受保10
 設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7、750番8
 面積 10.50m²
 種類

- ・廃プラスチック類。
- 保管上限 9.19m³
- 高さ 1.50m

施設の種類 石狩受保11
 設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7、750番8
 面積 12.25m²
 種類

- ・廃プラスチック類。
- 保管上限 5.60m³
- 高さ 1.75m

施設の種類 新港南受保1
 設置場所 石狩市新港南二丁目3722番4
 面積 62.40m²
 種類

- ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
- 保管上限 68.64m³

施設の種類 十勝受保1
 設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
 面積 1.50m²
 種類

- ・汚泥、廃プラスチック類、金属くず（廃乾電池）。
- 保管上限 0.50m³

施設の種類 十勝受保2
 設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
 面積 37.13m²
 種類

- ・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
- 保管上限 35.99m³
- 高さ 1.50m

施設の種類 十勝受保3
 設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
 面積 5.00m²
 種類

- ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず（廃蛍光灯等（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務がないものに限る。）））。
- 保管上限 2.00m³

施設の種類 十勝受保4
 設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
 面積 64.78m²
 種類

- ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず。
- 保管上限 163.27m³
- 高さ 4.45m

施設の種類 十勝受保5
 設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
 面積 1.50m²
 種類

- ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず。（水銀使用製品産業廃棄物（HIDランプに限る。））。
- 保管上限 0.50m³

施設の種類 室蘭受保1
 設置場所 室蘭市東町3丁目1番9号
 面積 32.50m²
 種類

- ・金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
- 保管上限 9.82m³
- 高さ 0.625m

施設の種類 釧路受保1
 設置場所 釧路市星が浦南3丁目2番9
 面積 22.50m²
 種類

- ・金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
- 保管上限 21.09m³
- 高さ 1.25m

施設の種類 森受保1
 設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
 面積 52.80m²
 種類

- ・廃プラスチック類。
- 保管上限 70.40m³
- 高さ 2.00m

施設の種類 森受保2
 設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
 面積 18.06m²
 種類

- ・金属くず。
- 保管上限 6.26m³
- 高さ 1.00m

施設の種類 森受保3
 設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
 面積 18.06m²
 種類

- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
- 保管上限 6.26m³
- 高さ 1.00m

施設の種類 森受保4
 設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
 面積 2.98m²
 種類

- ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯等（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務がないものに限る。）））。
- 保管上限 2.53m³

第5面へ続く。以下余白。

許可番号 第00120009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会施設の種類 森受保5
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
面積 1.41m²
種類

- ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管等（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務がないものに限る。）））。
- 保管上限 1.17m
- ³

施設の種類 苫プラ受保1
設置場所 苫小牧市晴海町43番地64号
面積 136.50m²
種類

- ・廃プラスチック類（廃漁網に限る。）。
- 保管上限 379.05m
- ³

施設の種類 苫プラ受保2
設置場所 苫小牧市晴海町43番地64号
面積 123.00m²
種類

- ・廃プラスチック類（廃漁網に限る。）。
- 保管上限 239.40m
- ³

以下余白。

産業廃棄物処分業許可証

許可番号 第00120009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

平成5年(1993年)9月13日	許可の更新
平成10年(1998年)9月13日	更新時変更許可(破碎(紙くず、木くず、繊維くず、がれき類)の追加。)
平成15年(2003年)9月13日	変更許可(圧縮(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃自動車))、せん断(金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)
平成16年(2004年)4月22日	変更許可(分離(廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)
平成18年(2006年)12月6日	変更許可(破碎(汚泥)の追加、圧縮(廃自動車)の廃止。)
平成20年(2008年)7月24日	許可の更新
平成20年(2008年)11月28日	事業の一部廃止届出(圧縮(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の廃止。)
平成25年(2013年)8月9日	許可の更新
平成25年(2013年)11月29日	変更許可(切断(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物(HIDランプに限る。)))の追加。)
令和元年(2019年)6月1日	許可の更新
令和2年(2020年)9月13日	許可の更新
令和4年(2022年)4月20日	変更許可(切断(廃プラスチック類(廃漁網に限る。))、破碎及び圧縮固化(廃プラスチック類(廃漁網に限る。))の追加。)
令和5年(2023年)12月9日	変更許可(圧縮(廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず)の追加。)
令和6年(2024年)6月11日	変更許可(破碎及び減容(廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。))の追加。)
令和6年(2024年)12月5日	変更許可(圧縮梱包(廃プラスチック類)の追加。)

産業廃棄物処分業許可証

住 所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地
氏 名 株式会社鈴木商会
代表取締役 駒谷 僚



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋 元 克

許可の年月日 令和 6年 6月 5日
許可の有効年月日 令和 7年 7月11日

- 1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- (1) 圧縮
 - ア 廃プラスチック類
 - イ 金属くず
 - ウ ガラスくず、コンクリートくず（~~圧縮破砕物を含む。~~）及び陶磁器くず
 - (2) 選別（廃OA機器及びそれに類する機器、看板類、オフィスから排出される事務用品類並びに廃トナーに限る。）
 - ア 廃プラスチック類
 - イ 金属くず
 - ウ ガラスくず、コンクリートくず（~~圧縮破砕物を含む。~~）及び陶磁器くず
 - (3) 選別（廃乾電池及び廃小型充電式電池に限る。）
 - ア 汚泥
 - イ 廃プラスチック類
 - ウ 金属くず
 - (4) 破碎
 - ア 廃プラスチック類
- ただし、(1)、(2)及び(4)については、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。(3)については、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

2 事業の用に供する施設

種 類	設 置 場 所	設置年月日	処理能力
(1) 圧縮	西区発寒 15 条 13 丁目 1020 番地 183、184	平成 8 年 7 月 12 日	160 t/日
(2) 選別	西区発寒 15 条 13 丁目 1020 番地 182	平成 13 年 11 月 22 日	5.8 t/日
	西区発寒 16 条 13 丁目 1020 番地 258	平成 17 年 1 月 6 日	7.6 t/日
(3) 選別	西区発寒 15 条 13 丁目 1020 番地 182	令和 6 年 6 月 5 日	0.42 t/日
(4) 破碎	西区発寒 15 条 13 丁目 1020 番地 182	平成 23 年 6 月 30 日	1.375 t/日

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成 8 年 7 月 1 2 日	新規許可
平成 1 3 年 7 月 1 2 日	更新許可
平成 1 3 年 1 1 月 2 2 日	変更許可（上記 1 (2) の追加）
平成 1 8 年 7 月 1 2 日	更新許可
平成 2 3 年 7 月 1 2 日	更新許可（優良認定）
平成 2 5 年 4 月 1 1 日	変更許可（上記 1 (4) の追加）
平成 3 0 年 7 月 1 2 日	更新許可（優良認定）
令和 元 年 1 0 月 4 日	変更届（上記 2 (2) の選別施設の一部廃止（東区東苗穂 2 条 1 丁目 5 番 1 号））
令和 6 年 6 月 5 日	変更許可（上記 1 (3) の追加）

5 規則第 1 0 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

産業廃棄物処分業許可証

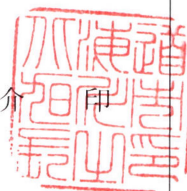
住 所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地

氏 名 株式会社鈴木商会
代表取締役 駒谷 僚

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条 第 6 項の許可を受けた者であることを
証する。

旭川市長 今 津 寛 介



許 可 の 年 月 日 令和 6 年 1 2 月 1 4 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 1 3 年 1 2 月 1 4 日

1 事業の範囲

切断（金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）。以下余白。

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 **金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの切断施設**

設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34

設置年月日 平成31年3月7日

処理能力 （金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）

200 t／日（8時間）、25 t／時間

施設の種類 **保管場所 1**

設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34

面積 18 m²

種類

・金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。

保管上限 5.6 m³

高さ 0.8 m

3 許可の条件

(第2面)

4 許可の更新又は変更の状況

平成22年12月15日 許可の更新

平成25年 4月25日 優良基準適合確認

平成28年 5月11日 変更許可（圧縮（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。）及び切断（廃プラスチック類）の追加

平成29年12月15日 許可の更新

平成31年 3月18日 事業の一部廃止（圧縮（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。）及び切断（廃プラスチック類）の廃止

令和 6年12月14日 許可の更新

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ~~無~~

(日本産業規格 A列4番)